

## 多賀町産木材利用住宅促進事業費補助金交付要綱

多賀町産木材利用住宅促進事業費補助金交付要綱（平成25年多賀町要綱第6号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 町長は、スギ、ヒノキ、マツ等の多賀町産木材（以下「多賀町産木材」という。）を循環利用し水源かん養、国土保全、地球温暖化防止等の生活環境にとって重要な機能を図るとともに、多賀町産木材を使う住宅の普及を図ることを目的に、多賀町産木材を使用した住宅の新築、増築および改築（以下「新築等」という。）に対し、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）の趣旨に基づき、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、多賀町補助金等交付規則（昭和63年多賀町規則第12号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 多賀町産木材 びわ湖材証明制度により多賀町内で伐採されたことが証明された木材の製材品をいう。
- (2) 構造材 土台、大引、柱（管頭、通柱）、はり（小屋ばりを含む。）、桁、胴差、母屋、方づえ、火打ち、棟木、隅木および小屋束をいう。

（補助金の交付対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 多賀町内に自ら居住するための住宅（店舗併用住宅の場合は、住宅の部分）の新築等を行う者
- (2) 町税および町徴収金に滞納がない者

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、住宅の新築等に使用する多賀町産木材の購入費とする。ただし、構造材の場合は1立方メートル当たり300,000円を上限とし、構造材以外の場合には1平方メートル当たり15,000円を上限とする。

(補助対象となる条件)

第5条 補助の交付対象となる住宅は、多賀町産木材を使用した新築等の住宅とする。

2 前項に規定する住宅は、多賀町産木材を納入した日の属する年度中に第11条に規定する町長の確認を受けなければならない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じた額とする。ただし、居住する住宅1棟につき100万円を限度とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、多賀町産木材利用住宅促進事業費補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 建築現場位置図
- (2) 図面の写し（配置図、木材の位置を明示した各階平面図および立面図）
- (3) 請負契約書の写し
- (4) 多賀町産木材使用内訳書（別記様式第2号）

(交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、申請者に交付の決定を通知するものとする。

(変更交付申請)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者は、内容の変更をしようとするときは、あらかじめ多賀町産木材利用住宅促進事業費補助金変更交付申請書（別記様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(表示板の設置)

第10条 第8条に規定する交付決定を受けた申請者は、交付決定を受けた日からしゅん工する日までの間、建築現場に多賀町産木材使用の表示板（別記様式第4号）を設置しなければならない。

(使用状況の確認)

第11条 交付決定を受けた申請者は、多賀町産木材の使用状況について、木材を建築物に組み込んだ時点で申し出て、町長の確認を受けなければならない。

2 前項に規定する町長の確認は、施工が確認できる間に行わなければならない。

(実績報告)

第12条 申請者は補助事業が完了（前条に規定する町長の確認を受けた日）したときは、多賀町産木材利用住宅促進事業実績報告書（別記様式第5号）に次に掲げる書類を添付し、事業が完了した日から起算して30日を経過した日または補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

- (1) 多賀町産木材使用内訳書（別記様式第2号）
- (2) 多賀町産木材の使用に係る証明書類（びわ湖材証明書、納品伝票、領収書等）
- (3) 建築状況写真
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第13条 町長は実績報告の内容を審査し、内容が適当と認めたときは、補助金額を確定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた申請者は、多賀町産木材利用住宅促進事業費補助金交付請求書（別記様式第6号）を、町長に提出しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（令和元年6月30日要綱第3号）

この要綱は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行の日（令和元年7月1日）から施行する。

付 則（令和2年3月31日要綱第16号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和3年11月12日要綱第37号）

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に使用しているこの要綱による改正前の様式による用紙で、

現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（令和6年11月1日要綱第49号）

この要綱は、公布の日から施行する。